

令和2年度

石川県奨学生志願のしおり（緊急採用）

石川県教育委員会

石川県では、通常の奨学生募集期間以後においても、家計急変（主たる家計支持者の失業・病気・事故・会社倒産・死別又は離婚・災害等）により奨学金を緊急に必要とする学生・生徒に対して、緊急採用による奨学生の募集を行っています。

奨学金を希望する人は、自分の現在・将来の生活設計に基づき、奨学金の種類、申込条件、返還方法等をよく考えて申込みをしてください。

石川県育英資金

1 奨学金の種類・金額等（令和2年度）

種類	給貸与区分	対象	募集人員	学年等	月額単価（円）																
					国公立		私立														
					自宅	自宅外	自宅	自宅外													
石川県育英資金	貸与	高校生 (高等専門学校1~3年生及び専修学校高等課程の生徒を含む)	50名以内	1~4年生	18,000	23,000	30,000	35,000													
		大学生 (高等専門学校4・5年生を含む)	5名以内	大学 1~6年生	44,000																
		専修学校生		高等専門学校 4・5年生	44,000																
2 奨学生の資格		次の(1)~(3)のすべての要件を満たしていること。																			
なお、東日本大震災により石川県に避難してきた生徒にあっては、(1)と(3)の要件を満たしていること。																					
(1) 保護者等が石川県内に現に引き続き3年以上居住しており（ただし、高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び専修学校高等課程の生徒については、保護者等が石川県内に現に居住していること。）、高等学校、大学（大学院を除く。）、高等専門学校及び専修学校（修業年限が2年以上の高等課程又は専門課程に限る。）に在学する学生・生徒にあって、次のいずれかに該当すること。																					
ア 在学する学校における学業成績が、平均水準以上であること。																					
イ 特定の分野において特に優れた資質・能力を有すること。																					
ウ 在学する学校における勉学に意欲があり、学業を確実に修了する見込みがあること。																					

2 奨学生の資格

次の(1)~(3)のすべての要件を満たしていること。

なお、東日本大震災により石川県に避難してきた生徒にあっては、(1)と(3)の要件を満たしていること。

- (1) 保護者等が石川県内に現に引き続き3年以上居住しており（ただし、高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び専修学校高等課程の生徒については、保護者等が石川県内に現に居住していること。）、高等学校、大学（大学院を除く。）、高等専門学校及び専修学校（修業年限が2年以上の高等課程又は専門課程に限る。）に在学する学生・生徒にあって、次のいずれかに該当すること。
- ア 在学する学校における学業成績が、平均水準以上であること。
 - イ 特定の分野において特に優れた資質・能力を有すること。
 - ウ 在学する学校における勉学に意欲があり、学業を確実に修了する見込みがあること。

(2) 家計が急変した者で、次のいずれかに該当すること。

- ア 主たる家計支持者が会社等の倒産等により解雇され、又は早期退職した場合。又、再就職したが収入が著しく減少している場合。
- イ 主たる家計支持者が死亡又は離別した場合。
- ウ 主たる家計支持者が破産した場合。
- エ 病気、事故、会社倒産、経営不振、その他家計急変の事情により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合。
- オ 火災、風水害、震災等の災害により災害救助法、天災融資法の適用を受ける著しい被害又はこれらの災害に準ずる程度の被害を受けたことにより、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合。

(3) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていない者であること。

3 募集の時期、手続き

募集は隨時行っているので、願書及び必要書類を在学している学校へ提出してください。
なお、直接県に提出されても受理いたしません。

4 提出書類について

- (1) 奨学生願書
- (2) 家族全員の住民票（市町発行）
- (3) 父母双方（又はこれに代わる者）の令和元年分の所得証明書（市町発行）
- (4) 就学者全員の在学証明書又は学生証の写し
- (5) 家計急変の事由を証明する書類
- (6) 家計急変による支出の増大又は収入の減少がわかる書類
- (7) その他特別な事情がある場合の証明書類（例：障害者手帳の写し、診断書等）

次の点に留意してください。

(1) 奨学生願書

願書は選考上の重要な書類ですから、事実を具体的かつ詳細に記入してください。

◇記載の仕方

① 「家族の状況」欄には、同一生計の家族について、「続柄」「氏名」「年齢」欄等を記入するとともに、父母双方（又はこれに代わる者）の「所得の種類」「収入金額（税込）」欄を記入すること。

② 同一生計の家族とは、次に当てはまる者をいいます。

- ・同一の住居に居住している者
- ・主として、家計を維持している者であって、出稼ぎ又は勤務地の関係で別居している者
- ・就学や病気療養のために一時別居している者

※ 別居独立している兄弟姉妹、生計を異にしている別居の祖父母は同一生計の家族とはみなしません。

③ 「所得の種類」欄は、給与、農業、事業、年金、不動産、その他の区分で該当するものを記入すること。
(収入がない場合は、「無」とすること。)

④ 「収入金額（税込）」欄には、令和元年における収入金額をもれなく記入すること。

ア 給与所得の場合は、総収入金額（給与所得控除前の金額）を記入すること。

イ 令和2年に新たに就職した場合は、出願時現在の月収及び賞与を考慮の上、1年間の収入金額を記入すること。

ウ 自営業、農業等の事業所得の場合は、総収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入すること。

エ 出願時に失業中の場合でも、アルバイト、内職等の収入がある場合は年間収入額を記入すること。

⑤ 「就学者」欄は、以下に在学する人について記載すること。

小・中・高校、高専、特別支援学校、短大、大学、大学院、専修学校（高等課程・専門課程）

- ⑤「長期療養者」「障害者」欄には、本人又は家族の中で該当する者がある場合にのみ記入すること。
⑥「長期療養者」とは、出願時現在において長期間（半年以上）療養中もしくは療養する見込みがあり、
経済的に特別に支出している者をいいます。
- ⑦「連帯保証人」は、原則として父母とする。父母がいない場合や、特別な事情がある場合は、これに代わ
る者とする。ただし、将来奨学金返還の責任を負いうる者であること。
また、貸与終了時の借用証書提出のときは、さらに別生計の保証人1人を要するので、あらかじめ考慮
しておくこと。
- ⑧願書に押印する印鑑は、必ずそれぞれ自身のものを使用すること。
- ⑨「奨学生推薦調査」は、学校が記入するので、本人は記入しないこと。
- ⑩その他願書の「記載上の注意」を参照すること。

(2) 家族全員の住民票（市町発行）

(3) 父母双方（又はこれに代わる者）の令和元年分の所得証明書（市町発行）

- 父子世帯又は母子世帯の場合は、父のみ又は母のみの所得証明書でよいこと。
- パート勤務や無職である場合でも、「令和元年分の所得証明書」又は「令和2年度の非課税証明書」
を提出すること。

(4) 就学者全員の在学証明書又は学生証の写し

就学者全員分（志願者本人、小・中学生分は不要）を添付すること。

(5) 家計急変の事由を証明する書類

離職票（主たる家計支持者が失業した場合）や医師の診断書（病気となった場合）など、家計急変の事由
を証明できる書類を添付すること。

(6) 家計急変による支出の増大又は収入の減少が分かる書類

ア 支出が増大した場合

診療費の領収書（病気となった場合）など、家計急変の事由により支出が増大したことがわかる書類を
添付してください。

イ 収入が減少した場合

主たる家計支持者の月収証明書又は年間見込証明書など、今後の年間の収入がわかる書類を添付してく
ださい。（主たる家計支持者が失業した場合は、必要ありません。）

(7) その他特別な事情がある場合の確認書類

＜長期療養者がいる場合＞

医師等の診断書及び今後の年間支出の見込みを確認できる書類

＜障害者がいる場合＞

障害者手帳等の写しなど、障害を持っていることを確認できる書類

＜東日本大震災により避難してきた場合＞

平成23年3月11日現在、東日本大震災による被災地域（災害救助法適用地域）に住所を有していたこと
を証明できる以下のいずれかのものの写し又は在籍する学校長が当該生徒の避難する理由等を記載した
書類。

ア 住民票（ただし、震災当時被災地に居住していたことがわかるもの）

イ 罹災証明書

ウ 被災証明書

エ 生徒証（ただし、震災当時被災地の学校に在籍していたことがわかるもの）

オ 保険証（ただし、震災当時被災地に居住していたことがわかるもの）

<その他考慮すべき特別の事情がある場合>

福祉事務所、市町、民生委員等が発行するそれらの事情を確認できる書類

5 採用決定

奨学生願書及び校長の推薦調書をもとにして、選考審査会に諮り、採否は校長を通じて通知します。

6 貸与期間、方法

採用を決定したときから採用年度末まで、原則、毎月1回本人名義の預金口座に振り込みます。

(ただし、「緊急採用奨学金継続願」の提出があった場合には、翌年度末まで貸与を継続します。)

7 返還について

(1) 奨学金の貸与が終了したときは、連帯保証人（原則父母とし、父母がない場合や、特別な事情がある場合にはそれに代わる者とする。）及び保証人連署の上、印鑑登録証明書を添付して、奨学金借用証書を提出することになります。

(2) 返還は貸与終了の1年後（途中辞退者は6ヶ月経過後）から始まり、原則「口座振替」となります。
返還は無利子で、返還期間及び返還方法については、最長20年以内（貸与総額等により異なる）で年賦・半年賦・月賦があり、これらは奨学金借用証書提出時に本人の申し出により決定されます。

なお、進学、病気、その他正当な理由があると認められるときは、願出により返還を一定期間猶予することができます。

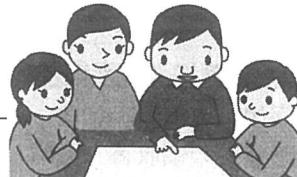
(3) 正当な理由がなく資金の返還が遅延したときは、年10%の割合で計算した額の延滞利息の徴収や、返還残額の全部又は一部の繰上げ返還を請求することができます。

なお、就職先等による返還免除制度や所得連動返済型の奨学金制度はありませんので留意してください。

8 申請をする前に

石川県育英資金は無利子ですが、元本は全額返還の必要があります。

将来の返還計画について家族で考えておきましょう。



返還に関するQ&A

Q1. 返還はいつから始まりますか？

A1. 卒業して1年後から返還が始まります。

Q2. 返還は誰が行うのですか？

A2. 奨学生本人又は連帯保証人（原則、父又は母）が行います。

なお、進学や病気・失業など返還が困難な理由がある場合には、返還を一定期間猶予することができます。

Q3. どのような返還方法がありますか？

A3. 返還は月払い、半年払い（6月、12月）、年払い（12月）から選択します。原則、口座振替で返還します。

Q4. 返還年数や1回の返還額はどれくらいですか？

A4. 貸与総額によって異なりますので、詳細については下記までお問い合わせください。



ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

(問い合わせ先)

石川県教育委員会事務局 庶務課

学校経営グループ 石川県育英資金担当

〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL (076) 225-1816 (直通)

FAX (076) 225-1814